

URBAN NEWS

FEATURE 主任技術者・監理技術者の配置を正しく理解できていますか？



建設業許可をもつ業者は、工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を適切に配置しなければなりません。

特に、一定の要件を満たす工事では「専任」が求められ、工期が重なる複数の現場を兼務することは原則できません。

また、営業所技術者(旧専任技術者)等との兼任や、下請金額の判断を誤ると、建設業法違反のリスク、許可更新・経審・入札参加資格審査で不利益を受けるおそれがあります。

自社の配置体制を今一度、点検しましょう。

WHAT 主任技術者と監理技術者の違い

主任技術者は、建設業の許可を受けた業者が工事を施工する場合に原則として工事現場ごとに配置する技術者です。

一方、**監理技術者**は、**元請業者**が発注者から直接請け負った工事について、下請契約の総額が一定金額以上となる場合に主任技術者に代えて配置する技術者です。

つまり、主任技術者と監理技術者の大きな違いは、**元請工事**で**下請に出す金額**の規模にあります。

元請として工事を請け負い、下請契約の総額が5,000万円以上、建築一式工事の場合は8,000万円以上となる場合には、特定建設業許可が必要となり、工事現場には監理技術者を配置する必要があります。

反対に、**自社で施工する工事**や下請に出す金額が基準未満の工事では、原則として主任技術者を配置します。また、主任技術者でよい工事であっても、**公共性のある工作物(戸建て住宅を除くほとんどの工事)**に関する重要な工事で請負金額が4,500万円以上、建築一式工事の場合は9,000万円以上となる場合には、現場ごとに専任が必要となります。

主任技術者か**監理技術者**は、単に資格の有無だけでなく、元請・下請の別、下請契約の総額、請負金額、工事の種類、専任性の有無を確認して判断する必要があります。

INFO 今回のテーマのまとめ

項目	主なポイント	実務上の注意点
①主任技術者 ・ 監理技術者	工事現場ごとに、主任技術者又は監理技術者の配置が必要です。元請で一定金額以上の下請契約を締結する場合は、監理技術者が必要となります。	資格・実務経験だけでなく、雇用関係、配置期間、他現場との重複を確認する必要があります。
② 専任が必要な工事	公共性のある工作物に関する重要な工事で請負金額が一定以上の場合、主任技術者又は監理技術者の専任が必要です。	工期が重なる現場を複数担当させる場合は、専任義務に抵触しないか確認する必要があります。
③ 営業所技術者等との兼任	営業所技術者等は営業所に専任する者であり、現場配置との兼任には一定の条件確認が必要です。	営業所の職務、工事場所、請負金額、連絡体制、常勤性を整理して判断する必要があります。
④ 配置状況の見える化	技術者ごとの担当現場、工期、役割を一覧化することで、重複配置や配置漏れを防ぎやすくなります。	受注前・契約前の段階で、配置予定表を作成しておく安全です。